

第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュッとちゃん」

令和3年3月

秋 田 県

はじめに

本県は、刑法犯認知件数及び人口10万人当たりの犯罪率が全国に比較してともに低く、検挙率も全国トップレベルで推移しておりますが、殺人などの凶悪犯罪のほか、交通事故で亡くなる方が後を絶たないなど、非常に痛ましい事件・事故が発生しており、誰もがあつた日突然、犯罪被害者等になる可能性があります。

県では、犯罪被害者等基本法及び秋田県犯罪被害者等支援条例に基づき、平成18年から3次にわたり「犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、総合的な支援体制のもとで、犯罪被害に遭われた方への支援を行ってきたところであり、平成28年度からの第3次計画期間においては、性暴力被害者をワンストップで支援する「あきた性暴力被害者サポートセンター」を開設したほか、全市町村において犯罪被害者等への見舞金支給制度が導入されるなど、精神的、経済的支援の充実が図られてきております。

また、県政の運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」においても、「安全・安心な生活環境の確保」に向けて「犯罪や事故のない地域づくり」を掲げ、犯罪被害者等の支援に向けた取組を推進してきたところであります。

一方、多くの県民は、犯罪に巻き込まれることや、身近で犯罪被害者等に接する機会が少ないことから、犯罪被害者等の置かれた立場について十分に理解が進んでいるとは言えない状況にあることに加え、犯罪被害者等が直面している困難な状況も多岐にわたるため、それぞれの事情に一層配慮した支援が求められております。

こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等が一日も早く抱える諸問題を克服し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、このたび、令和3年度から令和7年度を計画年度とする「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。

この計画では、引き続き、犯罪被害者等が「必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」の実現を目指し、4つの基本理念に基づき、県や市町村、関係機関、民間支援団体等が連携し、犯罪被害に遭われた方々への様々な支援の取組を推進していくことにしております。

社会全体で犯罪被害者等を支えていくためには、犯罪被害者等に対する関心と理解を深め、その機運を醸成していくことが重要でありますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました「秋田県犯罪被害者等支援推進会議」の委員をはじめ、関係機関・団体、ご意見をお寄せいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

秋田県知事 佐竹 敬久

目 次

I 計画策定の趣旨	
1 趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
4 計画の構成	1
5 計画の推進体制	1
II 計画推進の基本的な考え方	
1 犯罪被害者等の現状	2
2 第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の成果と課題	5
3 計画の基本的な方向	7
III 重点課題に係る具体的施策	
第1 損害回復・経済的支援	9
1 損害賠償請求等に関する周知	9
2 給付金制度等の充実	10
3 居住先の安定確保	11
4 安定的な雇用の継続	12
第2 精神的・身体的被害の回復・防止	13
1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等	13
2 安全の確保の充実等	15
3 保護、捜査、公判における配慮の充実等	17
第3 刑事手続への関与拡充	19
1 刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実	19
第4 支援体制等の整備充実	21
1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化	21
2 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成	24
3 民間支援団体等に対する援助	25
第5 県民の理解の増進	26
1 各種啓発による県民理解の増進	26
2 学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実	27

I 計画策定の趣旨

1 趣旨

平成16年に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」といいます。）が成立し、^(*)犯罪被害者等のための施策に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされ、本県では、平成18年度から平成22年度までの5年間を期間とする「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」、平成23年度から平成27年度までの5年間を期間とする「第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」、平成28年度から令和2年度までの5年間を期間とする「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、県・市町村、県警察、国の機関、(公社)秋田被害者支援センター等と連携して各種施策を推進するとともに、平成25年4月1日には秋田県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」といいます。）を施行しています。

本年度が計画期間の最終年度となることから、これまでの計画の成果と課題を踏まえ、犯罪被害者等の方への「途切れることのない支援」を推進するため、第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、基本法第5条及び条例第8条の規定に基づく計画で、本県における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。
- (2) 本計画は、犯罪被害者等の権利と利益の保護、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう適切な支援を行うための基本理念と重点課題及び具体的施策を示し、本県の犯罪被害者等に係る施策推進の指針とするものです。

3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 計画の構成

本計画では、「犯罪被害者等が、必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」を目指し、条例第3条に掲げる4つの基本理念と国の第4次犯罪被害者等基本計画に基づく5つの重点課題により各種施策を展開していきます。

5 計画の推進体制

県や市町村、県警察、国などの機関、犯罪被害者等早期援助団体として中核を担う民間支援団体の(公社)秋田被害者支援センター等と、より一層の連携を図りながら犯罪被害者等への各種支援施策を推進していきます。

併せて、条例により設置された秋田県犯罪被害者等支援推進会議において、毎年度の施策の実施状況の評価・検証を行い、計画期間中であっても、社会状況や計画の進捗状況などの変化により見直しが求められた場合は、必要な対応を行うものとします。

* 犯罪被害者等 ～ 犯罪等（犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいい、交通事故を含む）の被害者及びその家族又は遺族のことをいう。

II 計画推進の基本的な考え方

1 犯罪被害者等の現状

普段どおり生活している中で、自分が犯罪被害に遭うと思っている人はほとんどいないのが現状です。

しかしながら、予期せぬ犯罪行為による事件や事故に巻き込まれると犯罪被害者等の方々の日常生活はこれまでと一変し、自らの負傷や家族を失うなどの直接的な被害だけでなく、高額な医療費負担や離職等に伴う経済的負担、誹謗中傷等の二次的被害により社会から孤立するなど、様々な問題の対応に迫られることとなります。

このような問題を抱えることとなる犯罪被害者等の方々が再び平穏な生活を営むことができるよう、地方公共団体、犯罪被害者等支援機関及び団体等には、諸問題を克服するためお互いが連携した「途切れることのない支援」が必要とされます。

(1) 刑法犯の認知件数の推移

本県の^(*)刑法犯の^(*)認知件数は、平成13年をピークに減少傾向にあります。令和元年は2,162件で前年に比べ298件減少し、人口10万人当たり223.8件（全国：593.3件）と全国一低くなっています。

本県の刑法犯の認知件数（罪種・手口別）（単位：件）

	平27	平28	平29	平30	令元
刑法犯認知件数	3,154	2,947	2,428	2,460	2,162
殺人	7	4	7	2	5
強盗	5	2	1	3	2
放火	7	5	5	6	6
強制性交等	5	5	4	3	3
略取誘拐	1	0	0	1	0
強制わいせつ	15	10	14	22	11
侵入盗、自動車盗、すり等	270	392	184	203	198
その他刑法犯	2,844	2,529	2,213	2,220	1,937

資料：警察庁「犯罪統計資料」

*刑法犯 ～ 殺人、強盗、窃盗など、「刑法」等の法律が規定する犯罪で、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する交通事故は含まない。

*認知件数 ～ 警察において、被害者からの届出等により発生を認知（確認）した事件の数のことをいう。

(2) 刑法犯の検挙率の推移

本県の犯罪の^(*)検挙率は、全国平均を大幅に上回り常に全国トップクラスで、令和元年は78.9%と全国一位となっています。

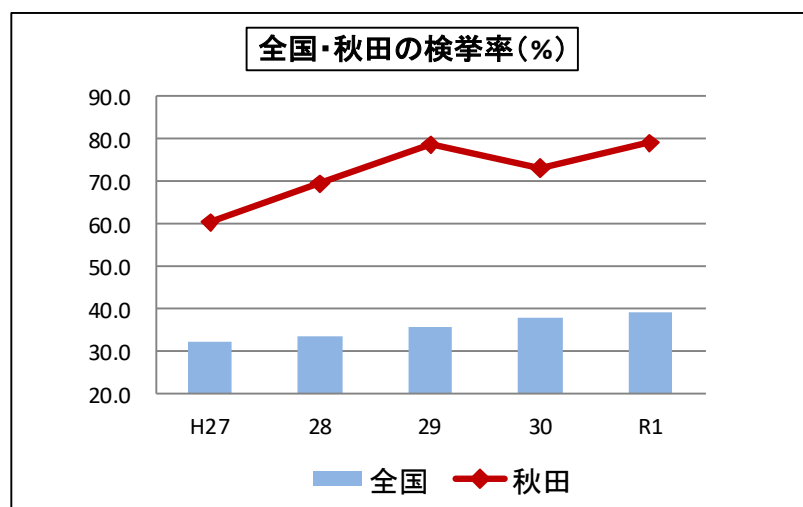
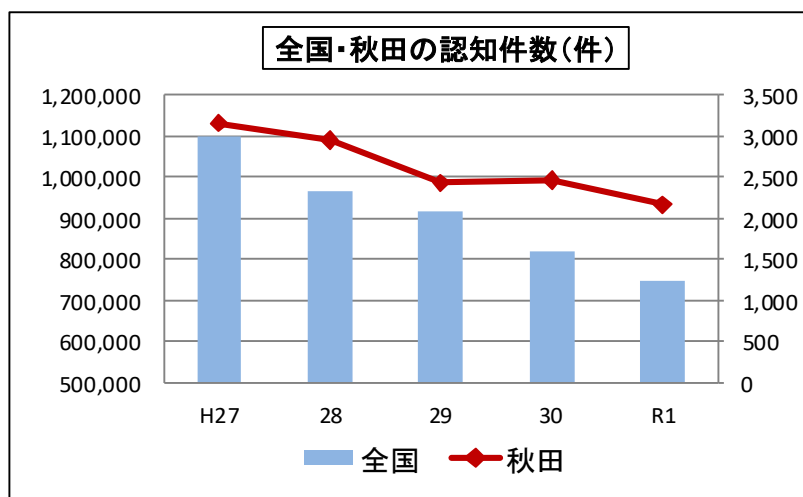
本県の刑法犯の認知・検挙件数及び検挙率の推移

	平 2 7	平 2 8	平 2 9	平 3 0	令 元
刑法犯認知件数 (件)	3,154	2,947	2,428	2,460	2,162
^(*) 検 挙 件 数 (件)	1,903	2,041	1,904	1,794	1,706
検 挙 率 (%)	60.3%	69.3%	78.4%	72.9%	78.9%

全国の刑法犯の認知・検挙件数及び検挙率の推移

	平 2 7	平 2 8	平 2 9	平 3 0	令 元
刑法犯認知件数 (件)	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559
^(*) 検 挙 件 数 (件)	357,484	337,066	327,081	309,409	294,206
検 挙 率 (%)	32.5%	33.8%	35.7%	37.9%	39.3%

資料：警察庁「犯罪統計資料」



* 検挙率 ~ 刑法犯認知件数に対する検挙件数の割合。

* 検挙件数 ~ 刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数をいう。

(3) 交通事故の発生状況

県内における交通事故の発生状況は、発生件数と負傷者数が年々着実に減少しています。

しかしながら、死者数は長期的には減少傾向にあるものの、第10次秋田県交通安全計画に掲げる目標（年間30人以下）を平成29年に達成以降、近年増加しています。

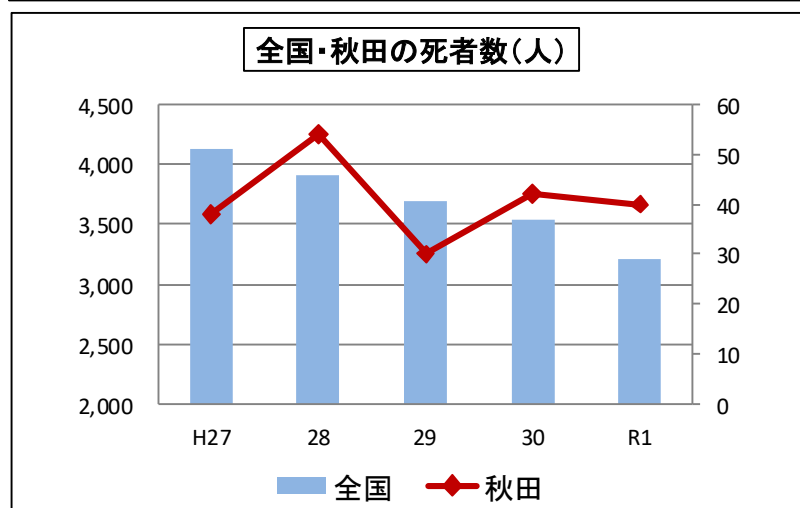
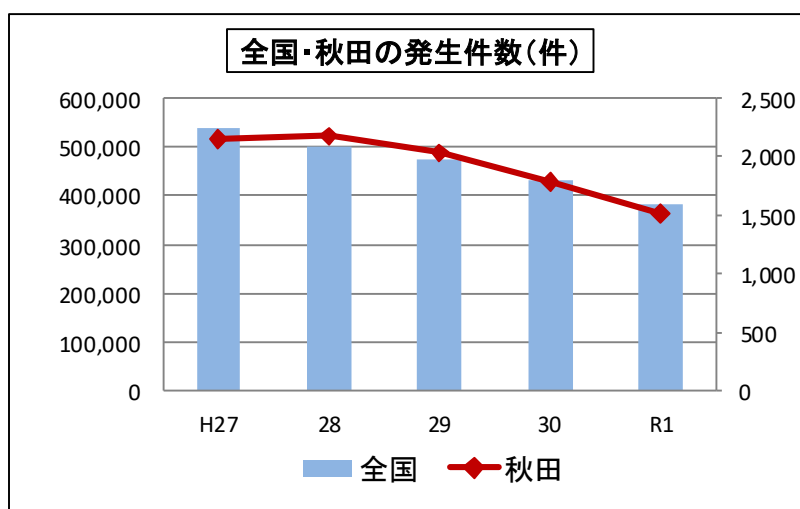
本県の交通事故発生状況

	平27	平28	平29	平30	令和
発生件数(件)	2,151	2,177	2,034	1,784	1,514
死者数(人)	38	54	30	42	40
負傷者数(人)	2,568	2,691	2,468	2,144	1,830

全国の交通事故発生状況

	平27	平28	平29	平30	令和
発生件数(件)	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237
死者数(人)	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215
負傷者数(人)	666,023	618,853	580,850	525,846	461,775

資料：県警察本部「交通事故統計」



2 第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の成果と課題

平成28年3月の国の第3次犯罪被害者等基本計画の閣議決定を受け、県では、平成28年4月から令和3年3月までの5年を期間とした第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画を定めました。

第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画では、尊重と配慮がなされる安全・安心な社会を目指して、関係機関・団体等との連携による犯罪被害者等の被害回復や支援体制の整備充実・県民の理解増進などの施策を定め総合的かつ計画的に推進しました。

具体的な施策は、県及び市町村への総合的対応窓口の設置、総合的対応窓口担当者研修会による支援体制の整備、「県民のつどい」等による県民理解の増進を推進するための普及啓発など、多様な事業の展開により、「安全・安心な秋田県」の実現に向けて取り組みました。

【主な成果】

- 平成29年10月、性犯罪・性暴力被害者をワンストップで支援する「あきた性暴力被害者サポートセンター（通称：ほっとハートあきた）」を開設しました。被害直後から警察や医療機関等と連携した総合的な支援を行うことで、被害者の心身の負担軽減が図られました。
- 全市町村において、犯罪被害者等に対する見舞金制度が導入され、被害者への経済的支援の強化が図られました。
- 警察本部において、性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号（#8103）の運用を開始し、365日・24時間の相談対応に努めました。
- 犯罪被害者等に対する公費負担において、ハウスクリーニング制度の新設や被害者が支払済みの初診料等も対象となるなど、制度の充実が図られました。
- （公社）秋田被害者支援センターは、犯罪被害者等に対し、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の犯罪被害者等支援意識の高揚を図るための広報啓発活動等を行っています。

令和元年度は、35名の相談員・支援員が、犯罪被害者等から交通事故、性的被害、窃盗、詐欺、暴行・傷害、虐待などの電話相談76件、面接相談5件、日常生活支援等の直接的支援活動を77回行ったほか、同じような被害に遭われた被害者同士が集う自助グループに対しての支援も行っていきます。
- 県民に犯罪被害者等支援の理解促進や意識啓発を図るため、条例で「犯罪被害を考える日」と定めている6月30日に、各種のイベントや広報活動を実施しました。

また、毎年、犯罪被害者週間「県民のつどい」を開催し、犯罪被害者等による講演会や「犯罪被害者いのちのパネル展」、「生命のメッセージ展」の展示、広報資料の配布等を実施し、犯罪被害者等の立場や心情について広報周知に努めました。

【主な課題】

- 条例及び第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画について知っている県民の割合が低い状況でした。
- 6月30日の「犯罪被害を考える日」や11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」を知っている及びこれに関連したイベントを知っている県民の割合が低い状況でした。
- 犯罪被害者等の支援窓口である県庁、各地域振興局及び市町村の「総合的対応窓口」について知っている県民の割合が低い状況でした。
- 犯罪被害者等の支援には、経済的支援とともに、カウンセリング等精神的な支援の充実が求められています。
- 犯罪被害者等への理解を進め支援の輪を広げていくため、多様な広報媒体や様々な機会を捉えた取組が求められています。

今後も関係機関と連携し、犯罪被害者等支援の更なる周知を図っていく必要があります。

【県が実施した「県民に対するアンケート調査結果」より】

(令和2年9月実施 146名回答)

- 秋田県犯罪被害者等支援条例を知っている方は、22%でした。
また、第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画を知っている方は、10%でした。
- 条例で毎年6月30日を「犯罪被害を考える日」と定めていますが、これに関連したイベントを知っている方は、5%でした。
また、毎年11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」及び関連したイベントを知っている方は、5%でした。
- 犯罪被害者等支援のイベント等の効果的な周知方法については、テレビが84%、新聞が44%でした。(複数回答)
- 犯罪被害者等の支援窓口である県庁、各地域振興局及び市町村の「総合的対応窓口」について知っている方は、21%でした。
- 犯罪被害者等支援に関するホームページの閲覧をしたことのある方は、11%でした。(複数回答)
- 県の犯罪被害者等支援に対する取組について、どちらかといえば十分と回答された方は、2%でした。
- 県が今後取り組むべき犯罪被害者等の支援策としては、カウンセリング等精神的な支えが69%、経済的支援が68%でした。(複数回答)
- 犯罪被害者等への理解を進め支援の輪を広げていくための取組として、「テレビ・ラジオによる普及啓発」(64%)、「学校等での教育、啓発」(60%)、「新聞・雑誌・ポスター等による情報提供・普及啓発」(47%)に力を入れていくべきと回答しています。(複数回答)

【 県が実施した「犯罪被害者等に対するアンケート調査結果」より 】

(令和2年9月実施 26名回答)

- 被害後、心身にあった変化で多いものは、「不眠」(73%)、「感情のまひ」(58%)、「食欲不振・異常」(54%)、「うつ状態」(50%)でした。(複数回答)
- 被害後、生活上で変化のあったことについて多いものは、「外出できなくなった」(65%)、「周囲との人間関係が疎遠になった」(62%)、「仕事を辞めた・転職した」(42%)でした。(複数回答)
- 被害を受けた後の支援で最も必要とされるものは、「カウンセリング等の精神的な支え」(85%)、「弁護士等による法律相談」及び「相談機関や各種制度の情報提供」(69%)でした。(複数回答)
- 犯罪被害者等が初期に相談した機関は、「警察の相談窓口」(57%)、「(公社)秋田被害者支援センター等の民間支援団体」(42%)、「弁護士会」(35%)でした。(複数回答)
- 条例で定める「犯罪被害を考える日」については53%の方が「知っている」、「犯罪被害者週間」については69%の方が知っている状況でした。
- 犯罪被害者等支援について、多くの人に知ってもらうための媒体としては、テレビ(85%)、新聞・雑誌(62%)、行政機関の広報紙(50%)が効果的であると考えている方が多い状況でした。(複数回答)
- 犯罪被害者等への支援については、「犯罪被害者等支援に精通した弁護士の紹介」(73%)、「カウンセリングの充実」(65%)、「犯罪被害者等が置かれている状況の啓発」(53%)、「学校教育における犯罪被害者等に関する教育」(46%)でした。(複数回答)
- 被害後に関わった人々の言動により傷ついた中で多いのは、「加害者及び加害者の関係者」(73%)、「弁護士」(46%)、「捜査関係者」(27%)、「職場の人」(23%)によるものでした。(複数回答)

3 計画の基本的な方向

(1) 基本的な考え方

犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接的な被害のほか、精神的被害、経済的な困窮、世間の誤解や中傷等による二次的な被害を受ける場合もあります。

この様な中、犯罪被害者等が再び地域において一日も早く平穏な生活を過ごせるよう、「必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」の実現を目指し、4つの基本理念と5つの重点課題を掲げて支援施策を推進します。

(2) 基本理念

第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画においても、条例に掲げる次の4つの基本理念に基づき支援に取り組んでいくこととします。

- ① 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさしい処遇を保障されること。
- ② 犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が、途切れることなく提供されること。
- ③ 犯罪被害者等が、共に生きる地域社会の一員として尊重され、不当な差別的扱いを受けないようにすること。
- ④ 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、様々な支援を必要とすることを踏まえ、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携し、協力すること。

(3) 重点課題

基本法第5条に示された「地方公共団体の責務」及び条例を踏まえ、5つの重点課題を設定し、13の基本施策のもと、横断的かつ総合的に具体的施策を推進していきます。

第1 損害回復・経済的支援

- 1 損害賠償請求等に関する周知
- 2 給付金制度等の充実
- 3 居住先の安定確保
- 4 安定的な雇用の継続

第2 精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等
- 2 安全の確保の充実等
- 3 保護、捜査、公判における配慮の充実等

第3 刑事手続への関与拡充

- 1 刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実

第4 支援体制等の整備充実

- 1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化
- 2 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成
- 3 民間支援団体等に対する援助

第5 県民の理解の増進

- 1 各種啓発による県民理解の増進
- 2 学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実

Ⅲ 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援

1 損害賠償請求等に関する周知（基本法第12条関係・条例第13条）

【現状と課題】

犯罪被害者等の方々は、被害を受けた直後、警察からの事情聴取や医療機関の受診、裁判への参加等様々な対応に追われる一方、精神的ショックから、仕事や育児等の生活面について支障を来す場合も少なくない状況にあります。

このような中、犯罪被害者等の置かれている状況に配慮した各種経済的制度の情報提供を図ることが必要とされています。

【今後の施策】

犯罪被害者等が、一日も早く平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、経済面や精神面での支援に効果的に取り組むとともに、関係機関に対する手続きについて情報を提供します。

(1) 損害賠償請求等に関する制度の周知 【生活環境部・警察本部】

犯罪被害者等に対し、刑事和解、刑事裁判における損害賠償命令制度、公判記録の閲覧・謄写及び不起訴記録の弾力的開示など、損害賠償請求等に関する各種制度の周知を図ります。

(2) 各種経済的支援制度の周知 【生活環境部・警察本部】

関係機関が相互に連携しつつ、パンフレットやホームページ、市町村広報紙等を活用しながら、下記の経済的支援の周知を図っていきます。

- ア) (公社) 秋田被害者支援センターによる損害賠償請求の支援及び性犯罪被害者等に対する治療費等の支援
- イ) (公財) 暴力団壊滅秋田県民会議、秋田弁護士会の民事暴力対策委員会等と連携した暴力団犯罪による被害の回復支援
- ウ) (公財) 犯罪被害救援基金による奨学金給与等の支援
- エ) (一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構における調停等による自賠償保険金の支払い適正化
- オ) (公財) 日弁連交通事故相談センターによる無料法律相談等の支援
- カ) (独) 自動車事故対策機構、(公財) 交通遺児育英会、(公財) 交通遺児等育成基金等による財政的支援
- キ) 日本司法支援センター(法テラス)による民事法律扶助制度等の支援
- ク) ひき逃げ、無保険車事故等の被害者に対する政府保障事業による支援

2 給付金制度等の充実（基本法第13条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等の中には、被害により経済的に大きな影響を受ける方や、被害に遭った後すぐに療養費等が必要になる方もおり、経済的支援は犯罪被害者等支援の大きな要素の一つになっています。

現在、国が行っている犯罪被害者等に対する主な経済的支援制度は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」及び「自動車損害賠償保障法」による支給制度があります。

本県では、平成29年度までに全市町村において、独自の見舞金支給制度が導入されました。令和元年度末時点で10市町村において25件の支給実績があります。

しかしながら、未だ犯罪により死亡する方、重傷病・障害を負っている方が後をたたないことから、犯罪被害者等の経済的支援のため、国の支給制度のほか、県内全市町村の見舞金制度等を周知する必要があります。

【今後の施策】

（1）犯罪被害者等給付金の迅速な支給 【警察本部】

仮給付制度の効果的な運用、関係職員への犯罪被害給付制度の周知徹底、犯罪被害者等への適切な教示を推進するとともに、迅速な裁定と支給に努めます。

（2）市町村による見舞金支給制度の周知等 【生活環境部・警察本部】

市町村による見舞金支給制度の周知を図るとともに、市町村と連携して制度の効果的な運用に努めます。

（3）司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公的措置の周知 【警察本部】

司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費に対する公的措置の周知を図るとともに、制度の効果的な運用に努めます。

（4）医療費等に係る公費負担制度の周知 【警察本部】

特定の犯罪被害者に係る初診料、診断書料、死体検案書料、カウンセリング費用、性犯罪被害者に係る緊急避妊、検査費用、人工妊娠中絶費用の公費負担制度について、犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう制度を周知するとともに、更なる充実を図っていきます。

（5）（公社）秋田被害者支援センターが行う特別支援事業の周知等 【警察本部】

傷害、性犯罪、ストーカー行為等の犯罪被害者等に係る心身の被害の回復、転居等に要した経費に対し、（公社）秋田被害者支援センターが補助する特別支援事業について、対象となる犯罪被害者等に周知を図り効果的な運用に努めます。

(6) 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援の周知 【警察本部】

海外での犯罪行為により死亡した被害者の遺族又は障害が残った被害者に対し、弔慰金等を支給する制度の周知を図るとともに、制度の効果的な運用に努めます。

(7) 生活資金貸付制度等の情報提供 【生活環境部】

犯罪行為による負傷で一定期間療養が必要な場合の生活資金の貸付制度等、被害者の実情に応じ必要とする制度を情報提供します。

3 居住先の安定確保（基本法第16条関係・条例第10条、11条）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、自宅が事件現場になったり、逮捕されていない加害者に自宅を知られていたり、配偶者等からの暴力（^{*}DV）、ストーカー行為等の様々な要因により自宅以外への転居を余儀なくされる状況も少なくありません。

しかしながら、新たな居住先の確保は、被害による経済的困窮、精神的ショックなどにより困難な状況となっている場合もあることから、犯罪被害者等に対し、一時的あるいは中長期的な住居の確保に取り組む必要があります。

【今後の施策】

(1) 公営住宅への優先入居の充実 【建設部】

犯罪被害者等の居住の安定に資するため、県営住宅の公募抽選における優遇を引き続き実施します。

また、市町村に対しては、犯罪被害者等の居住の安定に向けた県の取組を紹介し、制度の周知に努めます。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保 【健康福祉部・警察本部】

犯罪等によって生じた著しい生活上の不便を軽減・解消するため、緊急の必要がある場合、県施設を活用し、犯罪被害者等の一時保護を実施します。県施設がない場合、他の公的施設や民間施設への一時保護委託により対応します。

一時保護に当たっては、犯罪被害者等の利便性や心情に配慮し、犯罪被害者等の安全とプライバシーを確保します。

ア) 一時保護施設借上げ経費等に対する公的措置の周知 【警察本部】

再被害を受けるおそれが高い場合や、自宅が被害の現場となり物理的に居住が困難な場合などに利用できる一時保護施設借上げ経費の公的措置のほか、ハウスクリーニング料の公的措置について、周知を図ります。

*DV ～ 配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係にある者から振るわれる暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）という。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがある。

イ) 児童相談所及び女性相談所による一時保護の実施 【健康福祉部】

被虐待児童やDV被害者を適切に保護するため、児童相談所及び女性相談所への入所や、必要に応じて児童養護施設、母子生活支援施設等への一時保護委託を実施します。

ウ) 中期的な居住確保の推進 【健康福祉部】

被虐待児童やDV被害者に対し、児童養護施設、母子生活支援施設等を確保し保護及び自立支援を行います。

DV被害者が一時保護施設から退所するにあたって必要な場合、公営住宅における優先入居を働きかけます。

4 安定的な雇用の継続（基本法第17条関係・条例第12条）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、被害による精神的ショックや職場での対人関係の悪化、治療のための通院、裁判への出廷等のための休暇や欠勤を余儀なくされ、結果として事業主の理解不足による解雇や仕事を辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

雇用情勢に関わらず、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を得るための施策を幅広く講ずる必要があります。

【今後の施策】

(1) 企業側への周知 【産業労働部】

犯罪被害者等が仕事を継続できるようにするため、犯罪被害者等の被害回復に向けた休暇制度などを周知します。

(2) 個別労働紛争解決制度の活用 【産業労働部】

県ホームページ等で個別労働紛争解決制度を周知するとともに、雇用労働政策課及び各地域振興局(秋田を除く)に設置している労働相談窓口において、関係機関と連携して、犯罪被害者等と事業主等間で生じた労働相談の問題解決を図ります。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止

1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等（基本法第14条関係・条例第9条）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、身体への被害を受けた方も精神的被害を受けているほか、身体に対する被害はなくとも、精神的被害を受けた方も多数おります。

また、犯罪被害による精神的ショックから重度の^(*)PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症する場合があります。

このため、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるよう、被害直後から充実した保健医療サービス、福祉サービスの提供を図る必要があります。

【今後の施策】

（1）児童虐待に対する相談対応の充実等 【健康福祉部】

ア）児童相談所における夜間・休日の相談体制の維持

児童相談所における365日・24時間の相談体制を引き続き維持し、適切な対応を行っていきます。

イ）児童相談所と医療機関との協力・連携体制の充実

心身の治療が必要な児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力・連携体制の充実に努めます。

ウ）児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの協力・連携

配偶者等からの暴力がその子どもに悪影響を及ぼすことから、子どもに対する精神的ケア等を充実させるとともに、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの協力連携を図っていきます。

女性相談所の一時保護所において、学習ボランティアを配置し、DV被害者等に同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制を整備します。

（2）要保護児童対策地域協議会の活用 【健康福祉部】

児童虐待防止や相談体制の充実を図るため、地域の多種多様な関係機関で構成される、県及び市町村が設置する要保護児童対策地域協議会を活用した取組を推進します。

*PTSD [心的外傷後ストレス障害] ～ 突然の衝撃的出来事を経験することで生じる特徴的な精神障害のことをいう。不眠やイライラといった症状、感情や感覚などが麻痺（まひ）するといった症状、体験が繰り返し思い出されたり夢に見たりするといった症状がみられる。

(3) 学校におけるカウンセリング体制の充実等 【教育庁】

ア) スクールカウンセラー及び広域カウンセラーの配置

少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する人材を、小・中・高等学校にスクールカウンセラー及び^(*)広域カウンセラーとして配置し、学校における相談体制の充実を図るとともに、学校と関係機関との連携を強化します。

イ) 個々の状況に応じた学習支援や心のケアの促進

少年被害者など児童生徒一人一人に対し、きめ細かな学習支援や、養護教諭やスクールカウンセラー等の連携による心のケアを促進します。

(4) 県警察による被害少年に対するカウンセリング等の継続的支援 【警察本部】

^(*)被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、臨床心理士等による支援の実施や、少年補導職員による関係者への助言等の継続的な支援を行います。

(5) 性犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実 【警察本部】

性犯罪被害者の精神的被害の回復を図るため、臨床心理士等による支援や部外の精神科医等のカウンセリングに対する公的措置の周知を図るとともに、関係機関・団体が行う支援制度を情報提供します。

(6) 少年被害者等の相談・治療のための専門家・施設等の周知 【健康福祉部】

被害を受けた少年に関する相談・治療等を行う専門家や児童相談所・療護施設等について、関係機関等が連携してその周知に努めます。

(7) 医療機関に関する情報の周知 【健康福祉部】

犯罪被害者等が利用しやすい医療機関の情報を提供します。

(8) 公的機関における相談・支援体制の充実 【健康福祉部】

ア) 精神保健福祉センター等による相談支援

犯罪被害者及び家族からの相談に対応するため、精神保健福祉センター及び保健所において相談支援を行います。

*広域カウンセラー ～ 主に小学校の教育相談体制の一層の充実を図るため、北・中央・南の3つの教育事務所及び義務教育課に置する臨床心理士等をいう。

*被害少年 ～ 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年（20歳未満）をいう。

イ) 県立リハビリテーション・精神医療センター等による相談支援

(*)高次脳機能障害に係る当事者及び家族からの相談等に対応するため、支援拠点機関（県立リハビリテーション・精神医療センター）を中心とした関係機関の連携を強化し、相談支援を行います。

また、重度の後遺症障害者及び家族からの相談に対応するため、精神保健福祉センターにおいて相談支援を行います。

(9) 産婦人科医による性犯罪被害者に対する適切な対応 【警察本部】

県内の産婦人科医で構成する日本産婦人科医会秋田県支部や県内の医療機関と構築している「産婦人科医師と警察とのネットワーク」などにより、性犯罪被害者等の保護や受診情報の適正な取扱いを行うとともに、性犯罪被害者の支援等に関する情報の提供を行い、性犯罪被害者に対する適切な対応に努めます。

2 安全の確保の充実等（基本法第15条関係・条例第10条）

【現状と課題】

犯罪被害者等の多くは、暴力的（攻撃的）な性格の犯罪等により被害を受けた場合、再び危害を加えられることに対し深刻な不安を抱いています。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が再び危害を受けることがないよう、再被害の未然防止と不安を解消するための取組が必要とされます。

【今後の施策】

(1) 加害者に関する情報提供の拡充 【警察本部】

ア) 県警察、検察庁及び刑務所等との連携促進

県警察において、検察庁、刑務所及び保護観察所等との連携を密にしながら、釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等、加害者に関する情報を適切に受けるなど、引き続き、円滑かつ適正な運用に努めます。

イ) 子供への暴力的性犯罪者の出所情報に基づく再犯防止対策の推進

13歳未満の子供に対する暴力的性犯罪者の出所情報に基づき、出所後の居住状況の定期的な確認を含め、再犯防止対策に努めます。

ウ) 保護観察処分付執行猶予者等の動向把握に伴う再被害防止対策の推進

刑事施設に収容され仮釈放になった者及び保護観察処分付執行猶予となった者の特別遵守事項を適切に設定することやその遵守状況を的確に把握し、保護観察所と緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を迅速に把握し、必要な措置を講じます。

*高次脳機能障害 ～脳損傷に起因する認知障害全般を指す。記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する。

(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護 【警察本部】

ア) 法廷における犯罪被害者等に関する情報保護制度の周知

法廷で性犯罪の被害者等について仮名を用いる制度や、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求めることができる制度等の周知を図ります。

イ) 関係機関が行う支援措置制度の教示等

DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する保護のため、市町村が行う住民基本台帳の閲覧制限、運輸局等が行う登録事項等証明書の交付拒否等の制度等を教示するとともに、市町村、運輸局等関係機関との一層の連携に努めます。

ウ) 犯罪被害者等の情報に関する適切な発表

被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

(3) 再被害防止措置の推進 【警察本部】

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進します。

また、再被害を受けるおそれが高いなど、一時的に安全な居住場所を確保する必要がある犯罪被害者等に対し、一時保護施設借上げ経費の公的措置の周知を図るなど効果的な運用に努めます。

(4) 暴力団等からの危害の未然防止 【警察本部】

暴力団等から危害を被るおそれがある方を「保護対象者」に指定して、危害の未然防止の措置を推進します。

(5) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア) 児童相談所、女性相談所及び県警察の連携充実 【健康福祉部・警察本部】

虐待を受けた児童やDV被害者の再被害の防止については、市町村、児童相談所、女性相談所、福祉事務所、県警察が連携を強化し、安全の確保に努めます。

イ) 学校警察連絡連携制度等の活用による加害少年等に対する指導

【教育庁・警察本部】

県警察と学校等関係機関の学校警察連絡連携制度等を活用し、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害防止に努めます。

(6) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア) 県警察における職員の知識・技能の向上 【警察本部】

児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めるとともに、児童虐待事案対応時の専門的対応に関する指導等の業務を担う「児童虐待対策官」を配置するなど、児童虐待への対応力の強化を図ります。

イ) 学校関係者による早期発見・早期対応のための体制整備 【教育庁】

学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るとともに、秋田県地域安全ネットワークと連携するなど、早期発見・早期対応のための体制整備に努めます。

ウ) 非行少年等の立ち直り支援 【健康福祉部】

児童相談所及び児童自立支援施設が中心となって、非行少年の立ち直りに向けた相談支援活動を行うとともに、退所後の進学及び就職に向けた支援の充実についての取組を検討します。

3 保護、捜査、公判における配慮の充実等（基本法第19条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査、公判等の過程で、関係者からの配慮に欠けた言動等により、二次的被害を受けることがあります。

このため犯罪被害者等の人権に十分配慮されかつ負担が軽減される対応が必要とされています。

【今後の施策】

(1) 県警察職員等に対する研修の充実 【警察本部】

ア) 二次的被害の防止

犯罪被害者等支援に従事する職員に対する専門的な教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、犯罪被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導、被害者支援体験記の配布などを通じ、職員による犯罪被害者等への二次的被害の防止に努めます。

イ) 被害児童からの聴取に関する指導・教養

被害児童の負担軽減に配慮しつつ、信用性の高い供述を確保するための聴取方法について指導・教養します。

ウ) 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査等のための指導・教養

女性に限らず全ての性犯罪被害者の心情に配慮した捜査や被害者支援を推進するため、指導・教養します。

エ) 障害者の特性を踏まえた捜査等のための指導・教養

障害者の特性を踏まえた捜査や被害者支援を推進するため、指導・教養します。

(2) 性暴力被害者等に対応する捜査員の配置等 【警察本部】

各警察署に性犯罪指定捜査員を指定するとともに、事情聴取における犯罪被害者等の相談室の活用及び民間被害者支援団体等との連携強化に努め、性暴力被害者等の心情に配慮した適切な対応を図ります。

(3) ビデオリンク制度等の周知 【警察本部】

犯罪被害者等のプライバシー保護のため、^(*)ビデオリンク制度等の周知を図ります。

(4) 民生委員・児童委員等に対する研修の充実等 【健康福祉部】

地域で相談・支援活動を行う民生委員・児童委員等に対し、犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質向上のための研修の実施を支援します。

(5) 犯罪被害者等のための施設の改善 【警察本部】

犯罪被害者等のプライバシーに配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられる相談室の環境づくりに配慮します。

*ビデオリンク ～ 被害者にとって法廷で証言することは大きな精神的負担となるため、証人（被害者）は別室にいて、法廷にいる裁判官や検察官、弁護士などとの間でテレビモニターを通して証人尋問を行う方式のことをいう。

第3 刑事手続への関与拡充

1 刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実（基本法第18条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等が、申し出により被害者参加人として裁判に出廷し、証人への尋問や被告人に対する質問、意見陳述ができる「被害者参加制度」や経済的に困窮している被害者参加人に対して、国の費用負担による国選被害者参加弁護士を選定できる制度など、刑事手続に参加する支援制度が年々充実されています。

しかし、犯罪被害者等は、こうした手続等の経験がないことから、参加するための支援を求めているのが現状です。

このため、当事者である犯罪被害者等が刑事手続等に参加できるよう、情報提供の充実等を図る必要があります。

【今後の施策】

(1) 「被害者の手引」による情報提供 【警察本部】

「被害者の手引」の内容の充実・見直しを図りつつ、その確実な配布・説明を行います。

また、外国人犯罪被害者等に対し外国語版（英語・中国語・韓国語）の「被害者の手引」を配布するほか、ホームページにおいても情報の提供を行います。

(2) 「被害者連絡制度」等の適切な運用 【警察本部】

犯罪被害者等に対し、加害者や加害者の処分状況などの情報を提供する「被害者連絡制度」を周知徹底し、適時適切な捜査状況等の情報提供に努めるとともに、公判等への付添いや、相談・要望の聴取等を行う「被害者支援員制度」を周知し、その積極的な活用を図ります。

(3) 「冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付」等各種制度の周知 【警察本部】

冒頭陳述や公訴事実の要旨の内容を記載した書面の交付、公判記録の閲覧・謄写、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、不起訴記録の弾力的開示、被害者等通知制度等について、一層の周知を図ります。

(4) 「少年保護事件に関する意見の聴取」等各種制度の周知 【警察本部】

少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果通知等の各制度や、重大事件の被害者等が少年審判を傍聴できる制度について、一層の周知を図ります。

(5) 迅速・確実な被害の届出の受理 【警察本部】

被害の届出の内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理します。

(6) 告訴に対する適切な対応 【警察本部】

犯罪の不成立が明白な場合や根拠が必ずしも十分と認められない場合等を除き、可能な限り迅速な対応に努めます。

(7) 検視及び司法解剖に関する説明 【警察本部】

検視及び司法解剖に関するパンフレットの活用等により、遺族に対して適切な説明及び配慮に努めるとともに、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることの周知に努めます。

(8) 医療機関における適正な証拠採取等の協力依頼 【警察本部】

医療機関において、性犯罪被害者からの証拠採取が適正に行われるよう、証拠採取要領の周知を図るとともに、潜在被害者の情報提供など、医療機関への働きかけを推進し、理解と協力を求めます。

(9) 証拠物件の適正な返却又は処分の推進 【警察本部】

証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないようその証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するように努めます。

(10) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等 【警察本部】

重大・悪質な交通事故等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、緻密で科学的な捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種捜査研修の充実に努めるなど、犯罪被害者等の心情に配慮した取組を一層推進します。

第4 支援体制等の整備充実

1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化

(基本法第11条関係・条例第14条)

【現状と課題】

突然犯罪被害に遭われた被害者等は、身体的及び精神的ショックから、何から相談したら良いのか、どこに相談すれば良いのか判断できないなど、混乱した状況になります。

犯罪被害者等が求める情報は、刑事手続に関するものが多いほか、「犯罪被害給付制度」、「支援組織・団体」、「弁護士の選任方法や弁護士会の窓口」、「被害回復の方法」、「保険金の受け取り手続」などの多方面にわたっています。

また、インターネット上でのいわれなき誹謗中傷等による二次的被害なども発生する可能性もあります。

このため、犯罪被害者等が早期に日常生活や社会生活を円滑に営むことができるようになるためには、関係機関の連携による支援制度や相談窓口の情報提供が必要とされています。

また、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、被害直後からの総合的な支援が必要とされています。

【今後の施策】

(1) 性犯罪被害者等に対する支援の充実

ア) 性犯罪・性暴力被害者支援体制の充実 【生活環境部】

県が設置し、委託で運営している「あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）」の相談体制の強化を図り、関係機関と連携しながらワンストップで被害直後から総合的な支援を行います。性犯罪・性暴力被害者に寄り添い、心身の負担軽減とその健康回復を図ります。

また、被害の潜在化防止を推進するため、「あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）」の更なる周知を図るとともに、若年層等が相談しやすい環境整備の取組を進めます。

イ) 性犯罪被害者に対する支援の充実 【警察本部】

性犯罪の担当者に対し、被害者からの相談を受ける際に必要な研修を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、性犯罪被害者への適切な対応に努めます。

また、犯罪被害者等早期援助団体に指定されている（公社）秋田被害者支援センターに連絡先や相談内容等を提供することで、早期に支援が受けられることを性犯罪被害者に対して周知します。

(2) 「秋田県被害者支援連絡協議会」等によるきめ細かな支援 【警察本部】

「秋田県被害者支援連絡協議会」及び「地区被害者支援連絡協議会」において、各機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、事案への対応力の向上を図り、犯罪被害者等の具体的なニーズに対応したきめ細かな支援を行います。

(3) 県・市町村の総合的対応窓口及び各種支援制度等の周知 【生活環境部】

県や県内の全市町村では、犯罪被害者等への支援のための総合的な調整や適切な情報提供等を行う「総合的対応窓口」を設置しています。

この窓口や各種支援制度、関係機関が実施している各種相談窓口について、ホームページ、市町村広報紙等を活用し、広報啓発していきます。

(4) インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の周知等 【生活環境部】

関係機関と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等による犯罪被害者等の相談窓口の周知に努めます。

(5) 県警察における相談に対する適切な対応 【警察本部】

全国統一の相談電話「#9110」や警察官が対応する「性犯罪被害相談電話#8103」、少年相談のための「やまびこ電話」等の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるほか、精神的ケアを望む相談に対し、臨床心理士等による支援、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介することにより、犯罪被害者等のニーズに応じていきます。

また、潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結びつけるため、少年福祉犯罪や児童虐待事案、暴力団が関与する犯罪等に関する通報を匿名で受け付ける「匿名通報ダイヤル」の周知を図ります。

さらに、交通事故等の被害者等から加害者に対する意見の聴取等の期日等に関する問い合わせがあった場合や、交通死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から加害者に対する行政処分の結果に関する問い合わせがあった場合は、被害者等の心情に配慮し、適切な対応に努めます。

(6) 「子どもの人権110番」等の活用・充実 【生活環境部】

法務局に設置されている「子どもの人権110番」及び「子どもの人権相談委員」の活用・充実について「総合的対応窓口」担当者研修会、ホームページ、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。

(7) 学校における相談対応能力の向上 【教育庁】

ア) 学校に対する各種支援制度の情報提供

教育委員会が、警察署や児童相談所等の関係機関との連携・協力を充実・強化しながら、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の諸制度に関する情報を学校に提供します。

イ) 学校内における相談体制の充実

犯罪被害を受けた児童生徒や保護者の相談に対し、学級担任やスクールカウンセラー等が連携して適切な対応ができるよう、学校内の相談体制の充実を図ります。

また、被害者に二次的被害を与えることなく心のケアを行うことができるスクールカウンセラー及び広域カウンセラーを小・中・高等学校に配置します。

(8) 教育センター等における相談窓口の充実 【教育庁】

教育や福祉に関する知識を有する学校管理職経験者等専門職員を教育センター等に配置し、相談窓口を充実します。

(9) 児童生徒や保護者への情報提供の促進 【教育庁】

教育委員会では、当該児童生徒やその保護者に対して、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、地域の関係機関等の情報提供を促進します。

(10) 高齢者の権利擁護の推進 【健康福祉部】

高齢者やその家族等からの虐待等に関する相談に応じるほか、市町村及び地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施します。

(11) 精神保健福祉センター等による情報提供の促進 【健康福祉部】

精神保健福祉センターや保健所等が、犯罪被害者等支援に係る機関・団体と連携し、犯罪被害者等支援に関する情報提供や相談に対応します。

また、医療機関等における犯罪被害者等支援に関する情報提供を行います。

(12) 「自助グループ」に対する支援 【警察本部】

犯罪被害者等の要望を踏まえ、(公社)秋田被害者支援センター等との連携を図り、犯罪被害者等に対する自助グループの紹介や参加案内について広報します。

また、自助グループによる語り合う会については、県北や県南地区での開催の周知を図っていくとともに、公的施設の提供を充実していくほか、自助グループの設立と活動等への支援を行います。

(13) ストーカー事案への適切な対応 【警察本部】

関係機関等と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに支援等を図るための措置を行い、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進します。

(14) 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する支援の充実 【教育庁】

犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合、適応指導教室等と密に連携するなど、当該児童生徒の学校復帰に向けた継続的な支援を促進します。

また、学校生活において課題を抱えるに至った場合、関係機関の実務担当者がサポートをするなど、連携して継続的な対応を図ります。

2 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成

(基本法第21条関係・条例第15条)

【現状と課題】

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に従事する者に対して犯罪被害者等の心理や置かれている状況の理解、心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識と技能向上が求められています。

一方では、支援に従事する自らが犯罪被害者等への支援を行う過程で、犯罪被害者等と同様の心理状態になり支援が困難になるような事例もあることから、支援を継続するためにも支援者が代理被害に遭わない取組が必要とされます。

【今後の施策】

(1) 地方公共団体等担当者研修の充実 【生活環境部・警察本部】

犯罪被害者等支援に必要な知識、技能を習得させるため、犯罪被害者等の支援に関する業務に従事する職員を対象とした研修の充実を図るとともに、(公社)秋田被害者支援センター等が主催する研修や講座、シンポジウムへの参加を呼び掛けます。

また、市町村の総合的対応窓口担当者研修会で、市町村職員、県警察、民間団体等とのグループワークを実施するなど、資質向上に向けて、今後とも更なる研修内容の充実を図ります。

(2) (公社)秋田被害者支援センターにおける人材育成の支援 【警察本部】

犯罪被害者等に対し、必要な支援についての相談、情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての役割を担う、(公社)秋田被害者支援センター支援員の育成を支援します。

3 民間支援団体等に対する援助（基本法第22条関係・条例第16条）

【現状と課題】

犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体は、電話や面接等の相談業務のほか病院、裁判所、弁護士等への付添い等、きめ細かな直接的支援活動を行っています。

被害直後から犯罪被害者等の多様な支援に迅速に対応する民間支援団体の存在は、犯罪被害者等の支援にとっては欠かせない存在となっています。

このような民間支援団体が活動を安定して続けていくためには、支援員の確保や技能の向上と併せ財政的基盤の確保が必要となることから、広くその果たす役割の周知に努め、これまで以上に安定した基盤の確保が必要とされています。

【今後の施策】

(1) (公社)秋田被害者支援センターに対する財政的支援の充実等 【警察本部】

(公社)秋田被害者支援センター等の活動は、県及び市町村が行う犯罪被害者等の支援のための施策と有機的かつ密接に結びついており、その重要な一翼を担っていることから、財政的支援の充実に努めます。

また、(公社)秋田被害者支援センター等におけるボランティア等の人材の確保及び育成について、関係機関と連携して支援します。

(2) 秋田県被害者支援連絡協議会等に対する支援 【生活環境部】

秋田県被害者支援連絡協議会へ県として積極的に参画し、会員である関係機関・団体と相互の協力を強化するとともに、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ります。

また、市町村に対しても、地区被害者支援連絡協議会への積極的参画、必要な支援等を促します。

第5 県民の理解の増進

1 各種啓発による県民理解の増進（基本法第20条関係・条例第17条）

【現状と課題】

犯罪被害者等基本法により、地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、名誉又は生活の平穏への配慮について施策を講ずることになっていることから、これまでも各種広報活動を実施していますが、犯罪被害者等の置かれている立場等を直接知る機会が少ないため、犯罪被害者等に対する県民の理解が十分に浸透していない状況にあります。

このため、市町村と連携して条例で定めた6月30日の「犯罪被害を考える日」に関連した啓発活動により、広く県民に周知するとともに、犯罪被害者等が置かれている立場や心境、平穏な生活を営む配慮についての県民理解を深めるため毎年11月の犯罪被害者週間に併せて開催する「県民のつどい」等を活用して、県民に犯罪被害者等支援の重要性について引き続き周知を図る必要があります。

【今後の施策】

（1）県民理解を促進する啓発事業の実施 【生活環境部・警察本部】

「県民のつどい」において、犯罪被害者等による講演会の開催や、犯罪被害者等の手記の配布等により、犯罪被害者等が置かれた状況に対する県民の理解促進を図ります。

また、犯罪被害者等の支援に関連した年間行事を美の国あきたネット等のホームページに掲載するとともに、マスコミや県・市町村等の広報紙など、各種媒体を利用した広報啓発を行うほか、街頭キャンペーンの実施等、県民に周知するための取組を関係市町村と連携し推進します。

さらに、関係機関・団体等と連携し、交通安全に関する講話や各種会合等における、交通事故の被害者等の講演や手記の活用などにより、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等について、県民への周知を図っていきます。

加えて、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層に対する予防啓発の取組を推進します。

（2）被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進 【生活環境部・警察本部】

各種機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く県民に周知し、その理解促進を図ります。

(3) 犯罪・事故発生状況等の情報提供 【警察本部】

犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、県警察ホームページ等において、性犯罪を含め住民に注意喚起が必要な犯罪の発生状況を掲載するなど、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうる情報提供を行います。

また、交通事故の事故累計や年齢層別交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等についての周知を図ります。

(4) 家庭における命の教育への支援 【教育庁】

各家庭において命の教育が推進されるよう、情報提供や学習機会の場の設定、地域人材を活用した家庭教育支援チーム等のチーム型支援の充実、学校・家庭・地域の連携・協働の推進等、家庭教育に関する地域の取組を支援します。

(5) 大学生に対する犯罪被害者等支援に係る理解の促進 【警察本部】

大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義の開催や、ボランティア等の社会参加活動等を促進し、犯罪被害者等が受けた様々な痛みや、加害者も被害者も出さない社会を希求する思い等への理解を深め、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成及び規範意識の向上等を図ります。

(6) 県警察による「命の大切さ学習教室」の推進 【警察本部】

小・中学生や高校生に対する犯罪被害者等による講演会「命の大切さ学習教室」を通じて、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上等を図ります。

2 学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実（基本法第20条関係）

【現状と課題】

犯罪被害を受けた児童生徒は、配慮に欠けた対応により二次的被害を受ける場合があります。

このため、教育活動の場を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況と再び犯罪被害者等が平穏な生活に戻れるような配慮の重要性等について、児童や生徒の理解を深める必要があります。

【今後の施策】

(1) 犯罪被害者等支援及び犯罪抑止教育等の充実 【教育庁】

各学校において、全ての教職員に対し、犯罪被害者等支援の必要性と関係機関の具体的な支援方法等を周知するとともに、「非行防止教室」の実施等により、犯罪抑止のための教育の充実を図ります。

また、生命の尊さを学び生命を大切にせる教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を更に推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育の充実を図ります。

(2) 「生命」の大切さを実感させる教育の推進 【教育庁】

各学校において、道徳科や学級活動を含む各教科等における指導の充実を一層図るよう努めるとともに、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進することで、生命や自然を大切にせる心を育成します。

また、生命尊重を中心とした道徳教育を「いのちの教育」として推進し、県内3地区において、学校や家庭・地域が連携しながら地域社会全体で命の大切さについての認識を深めるためのモデルづくりを行います。

(3) 犯罪被害者等の「人権教育」の推進 【教育庁】

全ての人々が個人の尊厳や自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である人権を正しく理解し、互いに尊重し合う精神をかん養することを目的とする人権教育を、学校教育及び社会教育において推進します。

(4) 子どもへの暴力防止のための参加型学習の推進 【教育庁】

各学校において、「防犯教室」等児童生徒に対する暴力被害を未然に防止する体験型の学習の充実を図ります。

(5) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる教育の普及・啓発 【教育庁】

学校教育を中心として、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させ、他者の生命・身体・自由を傷つけてはならないことを自覚させる教育の普及・啓発を促進します。

(6) 犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の促進 【教育庁】

全ての教職員に対し、児童生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応についての研修等を充実します。

また、スクールカウンセラーや^(*)広域カウンセラー、^(*)スクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の対応の充実を図ります。

*スクールソーシャルワーカー ～ 教育と福祉の両面に関する専門的な知識・技術を用い、関係機関との連携を促進するなど、児童生徒の様々な環境に働きかけて支援を行う。
(県内では総合教育センター、3つの教育事務所、秋田明徳館高校に配置)

第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画
(令和3年3月策定)

秋田県 生活環境部 県民生活課

〒010-8570

秋田県秋田市山王四丁目1-1

TEL 018-860-1522 / FAX 018-860-3891

E-mail kenminseikatu@pref.akita.lg.jp

URL <http://www.pref.akita.lg.jp>